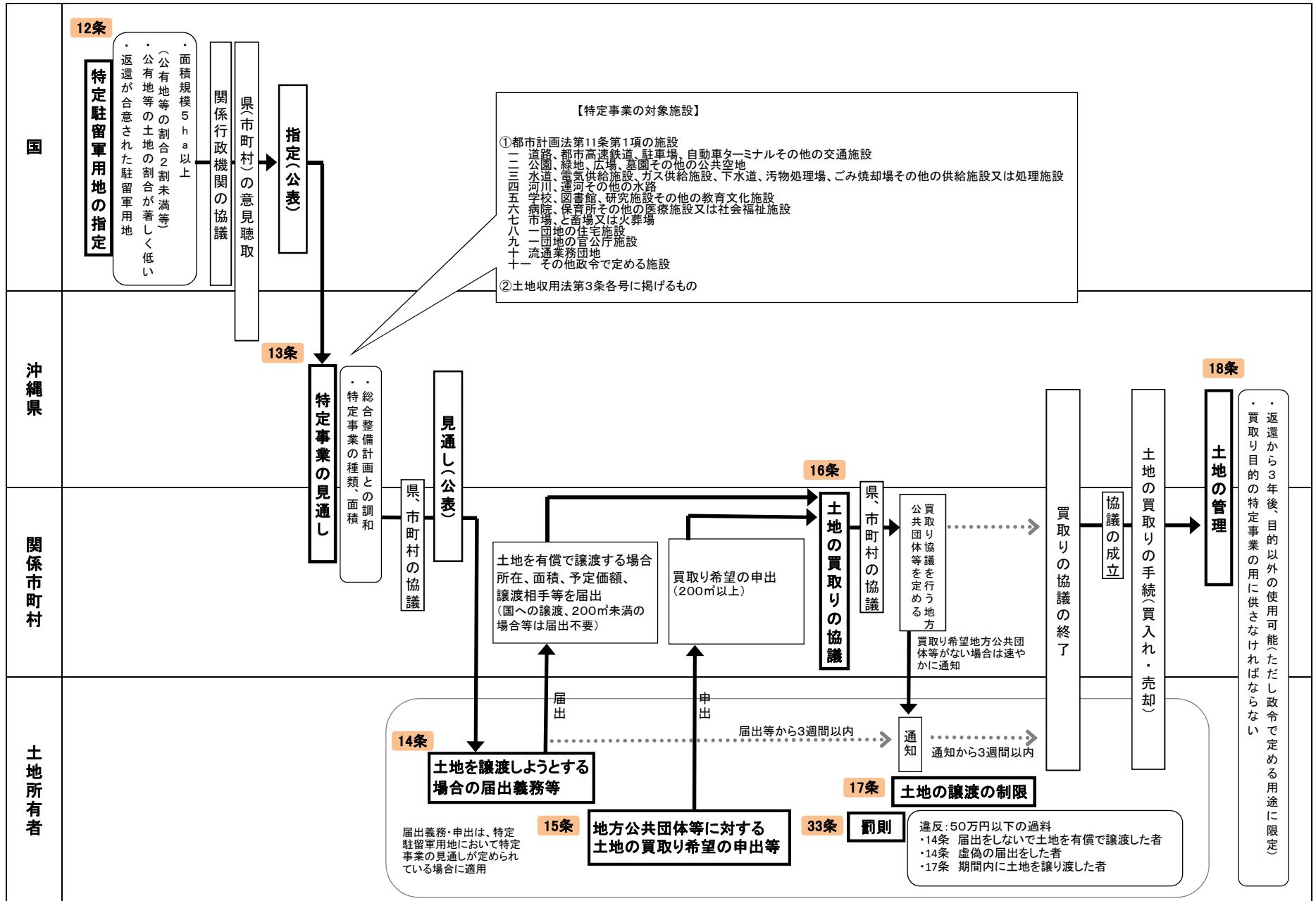


「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法）」における
地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置（概略）



上記買取りの協議に基づき特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の譲渡所得については、5000万円の特別控除を適用